

朝鮮総督府「心田開発政策運動」の宗教談論

二〇四

金 泰 勲

一 はじめに

明治初頭の大教院運動（一八七二）、大正初年（一九二二）の三教会同、そして昭和九年（一九三五）からはじまる心田開発運動、これらは何れも政府権力が国家の統治イデオロギーを、宗教を動員して国民に強要するための国民教化政策であった^①。そのうち、大教院運動と三教会同はいわゆる日本「内地」で起こった政策であり、心田開発運動は植民地朝鮮の統治機構である朝鮮総督府によって施行されたものという違いに加え、日本の帝国化への状況変化に伴ってそれぞれの性格も当然ながら変わっていた。

そもそも国家が宗教に介入することについては、近代理念として新しく導入された政教分離の原則には相反するという「建前」が戦前の帝国日本にも存在していて、そのような国家による宗教への関与、利用、動員といった前記三回の政府主導による国民教化政策施行においては、つねに社会的な反響を呼び起こす問題でもあった。これら宗教動員の国民教化政策を全体的に眺めてみると、そこには共通した一つの特徴があるといえる。国家は国民に強要する統治イデオロギーすなわち天皇制イデオロギーを、抑圧や強制の形のみではなく、国民の参加を誘導しつつ、その場においては国民が自己の立場を要求、調整、競争する空間、いわゆる「公共空間」「公共性」を装って提供する。まさに「その競争の場を

設けることによって自らの生存を図っていかざるを得ない」帝国権力の姿がみえてくる。宗教の場合は、そのような偽装的な「公共空間」の場において、宗教が公的存在なのか私的存在なのかをめぐって、社会的な論争の場を繰り広げつつ、宗教の内と外の境界線を曖昧に浮上させたまま、決着の付かない状態を維持してきた。その曖昧な空間の装置を持続的に繰り返し設定することを通して、帝国日本の天皇制イデオロギーは存在してきた、と私はみている。

このような意味で、本稿では、心田開発運動に参加した者たちの要求、調整、競争の内容を推論的に確認してみたい。それらがどのように政策に反映／排除され、どのような展開を露呈したのががむしろ重要ではあるが、現段階ではまずその内容を確認することにとどめておきたい。

二 朝鮮仏教への期待と「寺刹令」発布の意味について

朝鮮総督府による一九三〇年代の心田開発運動を本格的に取り上げた先行研究は少ないが、宗教政策という側面からは川瀬貴也氏の「心田開発運動」政策について^②（二〇〇九）にまず注目する必要がある。川瀬氏は「心田開発運動」というイデオロギー政策を、植民地支配下における日本人の「朝鮮人像」や「朝鮮宗教観」がせめぎ合う「アリーナ」の一例として着目し、その深い影響の基で形成された、朝鮮人「協力エリー

ト」の日本への「眼差し」^⑤をも同時に考察している。特に、せめぎ合いの「アリーナ」という観点は本稿の心田開発運動にアプローチする基本的な方法でもあり、氏の着目点から示唆を受けた。心田開発運動政策に対する川瀬氏の研究では、それが朝鮮総督宇垣一成の「精神主義」構想による「空虚」な政策にすぎなかったこと、また、植民地支配者としての日本人による朝鮮への眼差し、つまり「日本型オリエンタリズム」の問題、そしてそれを過剰に内面化してしまった朝鮮人エリートたちの矛盾した「日鮮同祖論」の受容などが明らかにされた。その成果を継承しつつも、本稿では『心田開発に関する講演集』の分析を通して、そこに表面化していない緊張関係を可能な限り描き出すことを目指している。まずは宇垣の日記から話を始めてみよう。

一九三一年から第六代朝鮮総督となった宇垣一成は、心田開発運動が提唱され始まる一九三五年の前年、一九三四年四月の日記に次のように記述している。

精神の乾燥は信仰によりて潤を与へ得る。生活の枯渇は物質によりて潤を与へ得る。兩者併用により始めて人心の安定が求め得る。人生の向上も此処に根底を有する。(四月二十四日)^⑦

ここで、「精神の乾燥」に潤いを与える「信仰」の内容について、宇垣が具体的にどのようなものを考えていたのかは今のところ確認できないが、朝鮮統治二五年目を迎えるこの段階において、信仰すなわち宗教を利用しようとする宇垣の発想から心田開発政策が立案されたことは確かであろう。翌年一九三五年一月一〇日の総督府局長会議における訓示、同一六日から三日間開催された各道参与官会議で「信仰および儀礼に関する件」を協議することで本格的に政策立案に入り、翌三六年一月に「心

田開発施設に関する件」を發布することで同政策は正式にスタートした^⑧。要するに三五年一月から三六年一月までの一年間は立案期であると同時に宇垣の構想が本格的な運動として動き出した時期であったといえよう。この立案期において宗教学者、宗教家たちの意見を求めるといふ趣旨で、中樞院において講演会を行った記録が『心田開発に関する講演集』であり、三六年二月に中樞院から刊行されている。

その内容に入る前に、そもそも宇垣は心田開発運動における朝鮮仏教の役割に大いに期待を寄せていたようである。三五年一月、要するに立案段階の日記では次のように記述している。

参与官及各方面の話を聞いて見ても結局は神、儒、仏、耶を信仰の対象とすべきであると感知せり。敬神崇祖の高潮、神社の建設、夫れの参拝奨励、僧侶の素質改善、仏教の街頭進出、寺刹財産の整理、儒道の復興、明倫学院及文廟の活動等が差当り着眼すべきである。殊に政治的に抑圧せられありし仏教を政治的に生かして行くことは大に考慮すべき要件である！(一月三〇日)^⑨

朝鮮仏教に対する総督府の関心は、宇垣本人やこの時期に限るものではなかった。それは「寺刹令」(一九一)の公布の植民地統治が始まった当初からのものであった。「寺刹令」の性格についてはすでに多くの先行研究のなかでいわれているように、植民地当局による朝鮮仏教に対する統制、掌握の措置であった。しかし「寺刹令」の公布の意味について私は少し異論がある。「寺刹令」による朝鮮仏教に対する統制は、先行研究でいわれている通り、朝鮮総督府が朝鮮仏教を直接統制、掌握するための政策であり、それによっていわゆる「親日」的な朝鮮僧侶の集団が形成されることとなった。また一方では「寺刹令廃止運動」のような被植民

地民の反対運動も起こっていた^⑩。しかし、「寺刹令」に対するこのような見方は何れも被植民地側から当局の仏教政策への認識と評価に限定しているのではないだろうか。朝鮮総督府が「寺刹令」をもって朝鮮仏教を統制しようとしたその理由、要するに必要性、利用の目的に注目してみること、「寺刹令」発布に対するより全体的な理解が可能になると考えている。それについて私は別稿で「植民地当局による「寺刹令」の発布は、帝国日本の領域内において日本仏教のみが帝国仏教を代表しえないことを宣言^⑪」する出来事であったと述べたことがある。これは、一九〇五年の韓国統監府設置を契機として起こっていた日本仏教各派による朝鮮寺院の管理権獲得問題^⑫が、一九一〇年の日韓併合による朝鮮総督府設置以降に状況変化していたことを踏まえての表現であった。朝鮮の寺院が「内地」の日本仏教の傘下になってしまつては、その財産の帰属問題など、朝鮮総督府にとっては統制上の不便も生じたに違いない。このように、総督府と朝鮮寺院との関係のみではなく、総督府と日本仏教との関係に「寺刹令」発布の意味を広げて考えてみると、朝鮮総督府が「寺刹令」をもって朝鮮寺院を日本仏教の直接的な影響から切り離すための措置であったと理解することができよう。「寺刹令」によって日本仏教による朝鮮寺院の管理ができなくなった事実については、『心田開発に関する講演集』における講演者の一人、李能和の以下のような発言からも確認できる。

朝鮮寺刹令発布以前、朝鮮僧侶の頭領李晦光和尚が、臨時に作った圓宗の正宗の資格を以て、内地の曹洞宗の管長と七箇條條約を結んで朝鮮仏教の開発を図らうと計画したことがありました。その為に当時朝鮮の仏教社会に於ては非常な物議が起りました(中略)さうして四十四年、朝鮮寺刹令が出来ましたので、之を廃止したのであり

ます^⑬

「寺刹令」の発布は、帝国の宗教的な状況がもはや「内地」に準じて、または限定されてのみ規定されるものではなくたという帝國的な状況への変換を意味する出来事であったのだ。朝鮮仏教と総督府、そして日本仏教という三者の關係に加え、以下の事情はこの問題を帝國的な観点から考える上でより豊富なヒントを与えてくれる。

寺内初代総督は夙に朝鮮に於ける基督教の实情に対して色々考へられ、どうしても朝鮮の民衆の為に適當なる宗教を起す必要がある。そして基督教に対抗させるといふことを考へられ、それには仏教が一番よい、仏教をして朝鮮民衆に信仰を与へることが基督教に対抗せしめるものであると考へ、その結果、明治四十四年六月寺刹令が出来たのであります^⑭

これは当時朝鮮総督府の囑託として朝鮮仏教に関する調査を担っていた高橋亨の発言であるが、ここには「寺刹令」発布の当局側の意図がキリスト教対策であったことが明確に示されている。また高橋は「或る時寺内総督の枢機に参じた参事官の秋山法学博士に面会致しまして、朝鮮の耶蘇教の現状は憂ふべきものがあると言ったことがある。それに対し秋山氏は、何に心配するに及ばん。朝鮮は直に仏教信仰の土地になるからと言はれた^⑮」と述懐している。まさに「寺刹令」発布における当局の意図が明確に確認される場面である。要するに、植民地朝鮮におけるキリスト教の急速な広がり^⑯、特に西洋宣教師たちによる積極的な伝道活動に危機感を感じた総督府は、キリスト教に対抗させるために朝鮮仏教を利用するという発想から「寺刹令」を発布したのだという推論が可能に

なる。その際、日本仏教各派が朝鮮寺院の管理権を獲得していく過程で生じる民族的な葛藤や矛盾の処理対策、また前述したような朝鮮寺院に關わる財産の「内地」への管理・帰属問題の複雑さをさげ、また一方では、朝鮮民族による朝鮮仏教を奨励するという懐柔策の一環としても「寺刹令」は妥当な政策として施行されたのであろう。

三 『心田開發に關する講演集』の緊張を読み解く

「寺刹令」發布の帝国史的な意味もそうであるが、この高橋の発言には本稿の意図につながるもつと重要なポイントが表れている。「朝鮮の民衆の為に適當なる宗教を起す」ことや「朝鮮民衆に信仰を与へる」ということ。植民地統治初頭において構想されていた、植民地当局によつて被植民地民に対して「宗教を起す」こと、また「信仰を与へる」ことが必要かつ可能であるとするこのような暴力的な発想は、実は一九三〇年代の心田開發運動期にまで連なるものであった。宇垣の日記に見える「信仰の対象とすべき」という発言にこそその発想が表れているのである。神道、儒教、仏教、キリスト教の何れかを、またはそれら全部を適切に利用するといった結論にいたる前の段階、つまり「信仰の対象」を決める作業が必要かつ可能であるといった発想に、心田開發運動の帝国史的意義があるといえよう。一言でいえば、植民地当局が植民地朝鮮の信仰されるべき宗教を政策的に決めようとしていたのである。それはなぜだろうか。前述した「キリスト教対策」という側面に私は重きを置いているが、本稿ではその結論を急ぐ前にまず検討しなければならないことがある。ここではまず、この政策に対する助言者として心田開發政策に意見を提出する形で参加していた人々の発言を確認して、彼らの交わす発言のなかに流れていた緊張と、それらの発言が向かっていた地点に存在

するもの、対象、つまり何を対象にして議論を交わしていたのかを確認しておく。
 まずは、『心田開發に關する講演集』の目次から参加者と演題について確認しておく。

目次

朝鮮の固有信仰(上)・(下)	朝鮮史編修会委員	崔南善
同	同	李能和
同(天神の信仰)	朝鮮総督府囑託	村山智順
心田開發と仏教	京城帝国大学教授	秋葉隆
朝鮮仏教大観	京都清水寺貫主	大西良慶
朝鮮の仏教と民間信仰	朝鮮史編修会委員	李能和
朝鮮仏教の歴史的依他性	京城帝国大学教授	赤松智城
儒教の有する宗教性	同	高橋亨
神仏の信仰	同	同人
仏教は実行にあり	五台山上院寺	白井成允
予と基督教	中央基督教青年会会長	尹致昊
儒教の真髓	経学院大提学	鄭萬朝
菩薩道としての観音信仰	妙心寺別院住職	華山大義
朝鮮儒教大観	経学院副提学	鄭鳳時
宗教の必要性	京城カトリック司祭	ジョセフ・ポーダン
神社のお話	朝鮮神宮宮司	阿知和安
基督教の真髓	朝鮮基督教長老会総務	鄭仁果

全部一七名で、京城帝国大学の日本人学者をはじめ、崔南善や李能和といった朝鮮人エリート学者、そして仏教、儒教、キリスト教、神社界のいわゆる「名士」たちから講演をしてもらって意見交換を行ったのである。朝鮮総督府はこれらの人物たちを集めて何か話をするようにと求めたのである。一見、各宗派の代表者たちと学界の専門家をただ集めているだけの「会」にもみえるが、ここで重要なのは、呼んだ側の総督府の意図、つまり「信仰の対象」を決めようとする意図の存在を念頭に置き、それを（あるいは総督府から求められていた何かを）感知しつつ発言している人との間における緊張感というものを見極めることであろう。

まず、総督府側が求めていたものの中身を講演者たちの発言のなかから逆照して探ってみよう。「朝鮮の固有信仰に就て何か話して呉れとの事」（崔南善、傍点は引用者、以下同様）、「民間の信仰の対象」「民間に於ける信仰の意識」（村山智順）、「固有信仰に就て何か話をせよとの事」（秋葉隆）など。つまり、総督府側は講演者たちに朝鮮の民間の信仰が何か、または朝鮮の「固有信仰」たるものが何であろうかについて話を求めていることが分かるであろう。そして「今日信仰の対象として何が一番良いか」（秋葉隆）、「然らばどういふ宗教を信仰したならば宜敷いか」（大西良慶）、「朝鮮の民衆を宗教的に、道徳的に導いて行く為にどういふ風にしたらよいのであるか」「民衆の信仰をどうすべきか」（白井成允）、「朝鮮の現存宗教乃至信仰問題に就て話をせよとの申出」（方漢巖）、「朝鮮の宗教を如何にして指導するかといふやうな問題」（華山大義）などで、総督府が政策的にどういふ宗教をもつて朝鮮の民衆を指導すればよいのか、朝鮮の民間信仰をどのように扱えばよいのか、朝鮮の民衆にどのような宗教を与えることができるのかといったことに対する意見を求めていたの

である。要するに、総督府側が心田開発政策で一次的に問題にしているところは、朝鮮の民衆、民間、大衆の信仰的な在り方がどのようなものなのかを具体的に把握し、それをどう扱うべきか、ということであった。それを講演者たちの以上の発言から窺い知ることができよう。そしてそれはまさに朝鮮の民間における「巫の世界」であったのだ。またたとえば、「只今御紹介を頂きました御言葉に依りますと、私は日本神道に就て明るのみならず、又朝鮮の固有信仰といったやうな方面に就てもかなり蘊蓄があるやうでありますけれども」（阿知和安彦）のように、仏教や神社に関しての話をする場合においても朝鮮の固有信仰との関連性が求められていた。

ここまでの推論で確認できることは、総督府側は朝鮮における「巫の世界」の存在に対して、心田開発政策を通して何か「宗教を起す」とで、また「信仰を与へる」ことで「朝鮮の民衆を宗教的に、道徳的に導いて行く」政策の施行を考えていたとみることも不可能ではないだろう。少なくとも上記の課題を与えられた講演者たちはそのように総督府側の意図を認識していた可能性は高い。しかし、講演者たちの反応は意外とそのような総督府側の意図を裏切るものであったかも知れない。崔南善は次のように答えた。

心田開発と言ふことは、結局其の人の真心を呼び起こすことが、その始めでもあり又終りでもあるべきもの（中略）外から幾等之を注入しやうと致しましても、之を受け入れる観応作用が起らねば、其の効果は挙げらぬのであります。如何に優れた頭で考へ、如何に権力づくで之を伝へやうと致しましても、之を受け入れる素地がなかったならば、寧ろ強ひらるれば強ひられる程、反撥を現はす筈

崔南善はここで、外から何かを与えることよりは「其の人の真心を呼び起こすこと」を要求している。崔南善にとって「其の人の真心」というものが、すでに朝鮮の人々が持っている固有信仰としての檀君信仰を想定していたことは言うまでもないが、彼のこの発言には総督府の意図に潜在する強圧的な政策がもたらしうる危険性に対する警戒が指摘されていることに注目する必要がある。総督府が朝鮮の民間信仰に対して「権力づくで之を伝へやうと」すれば、「強ひられるれば強ひられる程、反撥を現はす筈」であると、崔南善は総督府の意図に対する朝鮮民衆の反応を予想して迂回的に批判する姿勢を見せている。また崔南善のこのような迂回的な姿勢はむしろ日本人宗教者、学者たちによってより明確に表れていた。「朝鮮在来の宗教信仰にしましても、少し位悪い所があるからといって、之を全部取り去って、他に新に之に代るべき宗教を作って与へるといふことは感心した事とは思へない」（華山大義）、「新しく理想的な宗教を創造して与へなければならぬかといふことにもなつて来るかも知れませんが、然しさういふことはつまり大宗教家の出現に俟つより外に道が無い」「今俄かに新しい理想的な宗教を創造して、所謂新宗教の開祖の仕事のやうなことを上から一般民衆に与へてやるといふやうなことは、少々馬鹿げた考へ」（秋葉隆）とまでいわれていた。そして総督府の求めに対してもっとも冷淡な姿勢を隠さなかったのは、当時朝鮮仏教界の大僧であった方韓巖であった。

貴方達のお話では何も解らぬからといふのでありますけれども、惟だ何も解らぬから教へてでは困ります。解らぬといはれるのはどこで、どういふ点が解し兼ねるか、本当に解らぬ所乃至は聞き度い所を具体的に仰せになれば識っている所はお答へしますが、惟だ解らぬからだけでは本当に困ります²⁸

何も演説をしたり、講演をしたりして、宣伝に努めなくとも、自然に仏教は興隆すると信ずる²⁹

一方、中央基督教青年会会長として参加した尹致昊の話は他の講演者たちとは妙に異なる入り方をしていた。「お前がキリスト教を信仰するに至った動機は何かと尋ねられるであります」「何故に私がキリスト教の信仰生活に入ったかといふこと」から話を起こす尹致昊の姿勢、もしそのような話をするようにと総督府から求められていたとすれば、ここで心田開発政策におけるキリスト教の位置が少し見えてくるであろう。ここで、「お前がキリスト教を信仰するに至った動機は何か」と尋ねる側と、尋ねられている側との発言の距離、位置は、たとえば、前記した方韓巖に対する尋ね方「何も解らぬから教えて」やその他に「どういふ宗教を信仰したならば宜敷いか」「民衆の信仰をどうすべきか」といった尋ね方とは全くその性質が異なっている。もちろん丁寧な「ご依頼」だったのは間違いないだろうが、単なるその表現の問題ではなく、キリスト教者に対して求める話の内容自体に、当局にとってのキリスト教は朝鮮の「巫の世界」とともに「どうするべきか」に属する存在として心田開発政策のなかに位置していたと見ることは、憶測に過ぎないことではなからう。総督府にとって朝鮮の「巫の世界」が一次的な問題であったとすれば、そしてキリスト教も朝鮮民衆の信仰を啓発し、「巫の世界」に対して何か信仰を与え得る宗教的な存在の一つであるという認識が前提の内にあったとすれば、そもそも「入信の動機」なんかを尋ねることは必要なかっただろう。キリスト教者の立場から朝鮮民衆の信仰をどう思うのかを尋ねるべきであろう。これは、マイノリティに対して自己の存在根拠を求めるとの暴力性に注意すれば理解できる状況でもであろう。実際、植民地統治が始まって以来、西洋宣教師を中心にキリスト教は朝鮮

の民間信仰について多くの研究を行っており、村山智順、秋葉隆、赤松智城などの朝鮮民間信仰研究は西洋宣教師たちのそれと競争関係にあったことをもここで喚起しておこう。

講演会の場におけるキリスト教への眼差しについてももう少し講演者たちの発言をみてみよう。「朝鮮に於ける耶蘇教は未だ朝鮮化して居ないのである。従って基督教に依つて朝鮮民衆の精神的生活を豊富にすることはまだまだ困難」(高橋亨³⁵)であり、「キリスト教の歴史に於ては、キリスト教が広まって行く所、例へばギリシヤに広まるとは、ギリシヤの神々は死んでしまはなければいけない。ローマに広まれば、ローマの神々は死んでしまはなければいけない。そしてただキリストの神一人だけが拜まなければならない」(白井成允³⁷)、また、「(仏教は)何時も包容性、その土地の民族の有つてをる神様を皆悉く拜んで行きまして、決して拒否排斥する態度を執らなかつたのであります。キリスト教になりますと、この方面が大変厳格で、神と謂へば天に在します唯一の神で、それ以外の神を拜むことは真の神を冒瀆するといふのであります」(佐藤泰舜³⁸)などのように、キリスト教に対する厳しい眼差しのなかで尹致昊は発言していた。それゆえ、他の講演者たちが、たとえば、「朝鮮に於ては仏教が一番適當であらう」(大西良慶³⁹)、「観音様の信仰を正しく助長して行くことが一番結構」(華山大義⁴⁰)のように、それぞれの立場から自分の宗教の競争力をアピールしていたのに対し、キリスト教者として「キリスト教が一番よい」というようなことはとてもいえない立場に置かれていたのである。カトリック司祭として講演をしたジョセフ・ポードンも、「カトリックはそれが行はれている国々の特性を無視してはいけません。即ちその国の国体、国民性の特性を無視しないものであります。(中略)カトリックを信ずる事に依つて毫も自己の国民性自己乃至その愛国心を喪失するといふ事はないのであります」⁴¹と、強調しなければならなかった。

さて、朝鮮民衆の民間信仰である「巫の世界」を「どうするべきか」ということについて、彼らの答えは大同小異であった。民間における「巫の世界」こそ「朝鮮人の本然精神」「東方世界に於ける普遍原理」(崔南善⁴²)であり、「東洋或は世界の文化史上よりして没すべからざるもの」(村山智順⁴³)として、撲滅や抑圧の対象ではなく、善導すべき信仰の対象であると主張するのであった。「巫覡も溯源的には軽視蔑視すべきものではなく」「徒らに撲滅掃蕩を云為すべきものでない」(崔南善⁴⁴)。「民衆の固有信仰たる精霊信仰を適当に指導して之を次第に啓発し、発達せしむることに依つて始めて宗教的な心田開発に著実な其の一步を進め得る」(村山智順⁴⁵)「朝鮮に於ける固有信仰で世界的なもの」は「天神(하느님)の信仰」であり「一の民族、一の国民だけに限られた偏狭な信仰ではなく」「之を善導すれば世界的な宗教意識となり得る可能性」(秋葉隆⁴⁶)を持つものとされた。また、赤松智城も「心田開発の提唱の一点が、わが朝鮮の民間大衆の心田を開発し、その信仰心を啓培することにあるとしますれば、その大衆の信念即ちその通俗な信仰を考へて見ることは実に最も緊要なこと」⁴⁷であり、「民間大衆に本来与へられている宗教的情操を徒らに軽侮したり弾圧したり、撲滅しやうとすること」が「最も警戒を要すること」⁴⁸だと強調した。仏教を積極的に利用することで「巫の世界」を浄化し得るといふ認識が多く、「朝鮮の昔から伝つてゐる固有の民間信仰というものを退けるのではなくて、(中略)その中に本當に真実なものを導いて、それを高い道徳的な教として引上げて行くさういふやうにする為に仏教の信仰といふものは非常に包容力のある」(白井成允⁴⁹)とするものであった。

四 おわりに

『天理時報朝鮮版』の一九三五年五月からは、心田開発運動に関する全国的な講演会記事が増えていく。また同年七月二八日には朝鮮仏教界において「朝鮮仏教心田開発事業促進発起会」が行われ、心田開発記念に関する件と朝鮮仏教の総本山設立に関する件が論議された。翌年三六年一月には同政策を活性化させるために朝鮮総督府学務局の宗教係が宗教課に昇格するなど、心田開発政策は同時期の植民地朝鮮における全社会的な運動として動き始めていた。本稿ではその政策の思想的な側面を『心田開発に関する講演集』のなかから考察してみた。

「心田開発」という言葉自体、政策の目的や方向の具体性を欠く「空虚」なものであったかもしれない。そしてまた、宗教を動員しての国民精神統合政策であったとその意義を説明するにしても、やはりピンと来ないものが残る。要するに朝鮮総督府は何を、どう、したかったのだろうか。そして何故、植民地民の精神を統合するために、という皮相的な説明に具体像が与えられるその対象と目的、方法を仮設的にでも描き出そうとしたのが本稿の狙いであった。「施政二十五年」の植民地権力は、植民地朝鮮の大多数を占める朝鮮民衆の宗教的領域が、上層部の儒学・儒教や「山中仏教」の世界とも共存しながらもより広範に、また民衆生活の深部を成すものとして強烈に存在していた民間信仰、「固有信仰」、「巫の世界」にあったことに気づいていたのではなからうか。そして同じ外部者という意味でのキリスト教宣教師たちによる、農村へ、民衆へと波及していく「啓蒙」的な布教戦略とは必然的に競争関係にならざるを得なかったのだろう。『心田開発に関する講演集』から、総督府の意図を読み取ってみると、そこに浮かび上がってくるものは、対象としての「巫の世界」と競争者でありながら政策意図の「本音」としての「キリスト教対策」

があったのだ、というようにその政策の対象と目的を具体化してみることができよう。そしてその方法とは仏教を優遇しながらの宗教動員であったのだ。

一方、帝國的な宗教状況という側面からは、植民地における既存の宗教的領域を植民地権力がどのように扱うのかが問題の本質であった。植民地権力にとっては、植民地の民間信仰を一方的に抑圧したり、強制的に排斥したりすることは容易な戦略ではなかった。そこで「心田開発」という曖昧な言葉のもとで考えられた「信仰の付与」や「善導」も、本論で見てきたようにさほど簡単なものではなかった。むしろ心田開発運動の立案段階における助言者たちの要求のなかでは、朝鮮の民衆に「何か信仰を与える」とするならばそれは「朝鮮の神々を信仰させよ」との主張が剥き出されていた。またこのような主張は、朝鮮に神社を建てるのであれば「朝鮮の神々を祀るべき」なのだという主張につながるものであったのかも知れない。若し、ここまでの行論が妥当だとすれば、それは帝国の混濁性を担保する「帝国宗教」への志向性がここに表れていた、ということができよう。しかしその後、朝鮮総督府は神社参拝の強制に本格的に乗り出した。そして結局のところ、朝鮮の神々が帝国の一つの神として位置づけられることもなかった。

注

本研究は科研費基盤研究(C)「植民地朝鮮における日本人宗教者に関する基礎的調査研究」(研究番号・18K00090)の助成を受けている。

① ここに、朝鮮総督府が一九一一年に施行した「寺刹令」を加えることもできるが、微妙にその性格が異なると思われるので、これについては後述する。

② 金泰勲「唯一神概念をめぐる知の競争―赤松智城の再評価をめぐって」『사이문SAI』第一二号、国際韓国文学文化学会、二〇一一年、一五六

- ③ 朝鮮仏教の心田開発運動への協力に関する研究として林慧峰『親日仏教論 上』民族社、第二章第三節「心田開発運動」、一九九三年、金淳碩『日帝時代朝鮮総督府の仏教政策と仏教界の対応』景仁文化社、第六章「心田開発運動と仏教界」、二〇〇三年、同運動の立案と政策過程に関する論考として、韓巨熙「1935～37年 日帝の心田開発政策とその性格」『韓国史論』第三五号、一九九六年、『心田開発に関する講演集』の内容を「朝鮮人観」「朝鮮宗教観」の側面から考察した川瀬貴也『植民地朝鮮の宗教と学知―帝国日本の眼差しの構築』青弓社、第五章「心田開発運動」政策について、二〇〇九年、また、神社政策の側面から考察した青野正明『帝国神道の形成―植民地朝鮮と国家神道の論理』岩波書店、第二章「国体明徴と心田開発運動―国民統合を目指す神社政策」、二〇一五年、を特に参考にした。
- ④ 川瀬前掲、初出は「植民地期朝鮮における『心田開発運動』政策」「韓国朝鮮の文化と社会」第一号、風響社、二〇〇二年。
- ⑤ 同右、一八〇頁。
- ⑥ 同右、二〇八～二〇九頁。
- ⑦ 『宇垣一成日記二』みすず書房、一九七〇年、九五七頁。
- ⑧ 韓巨熙前掲論文、一五一頁。
- ⑨ 『宇垣一成日記二』、九九七頁。
- ⑩ 金淳碩『日帝時代朝鮮総督府の仏教政策と仏教界の対応』景仁文化社、二〇〇三年／二〇〇四年、特に第二章「寺刹令」の公布と朝鮮総督府の教団掌握、한동민「寺刹令 体制의 歴史的 背景과 意味」大韓仏教曹溪宗教育院仏学研究所編『仏教近代化의 展開과 性格』曹溪宗出版社、二〇〇六年、を参照。
- ⑪ 金泰勲「書評 中西直樹著『植民地朝鮮と日本仏教』」『宗教研究』八八巻三輯、二〇一四年、二六〇頁。
- ⑫ これについては、金泰勲「一九一〇年前後における「宗教」概念の行方―帝国史の観点から」磯前順一・尹海東編『植民地朝鮮と宗教―帝国史・国家神道・固有信仰』三元社、二〇一三年を参照。
- ⑬ 李能和「朝鮮仏教大観」『心田開発に関する講演集』、一一八頁。
- ⑭ 高橋亨「朝鮮仏教の歴史的依他性」『心田開発に関する講演集』、一八四頁。
- ⑮ 同右、一八五頁。なお、「秋山法学博士」は秋山雅之介（一八六六～一九三七）のことと推定される。
- ⑯ 一九一五年段階の『朝鮮総督府官報』集計による各宗派の布教所数と信徒数をみると、天理教二七カ所、二二五八三名、神理教五カ所、二九六六名、金光教二〇カ所、一一四〇〇名、真宗本願寺派四七カ所、三七〇七八名、真宗大谷派四一カ所、二四六八七名、真宗山元派三カ所、四〇六名、浄土宗三八カ所、一一〇七七名、真言宗醍醐派二カ所、四一三名、真言宗各派聯合二一カ所、七六四五名、曹洞宗三〇カ所、六七八八名、日蓮宗二〇カ所、二八五一名、法華宗一カ所、七七一名、臨濟宗妙心寺派四カ所、一一三六名、真宗佛光寺派一カ所、二五二名、新義真言宗豊山派三カ所、七七〇名、朝鮮寺刹一八九カ所、五七〇二三名、日本メソヂスト教会一〇カ所、六二二名、日本基督教会九カ所、七四五名、日本組合基督教会七一カ所、五六七八名、朝鮮耶蘇教長老会一七六一カ所、一一九六〇七名、東洋宣教会八カ所、四七七名、大東教会七カ所、二〇〇名、南監理教会二五八カ所、八七三七名、美監理教会五五二カ所、三九二六八名、第七日安息日耶蘇再臨教七三カ所、九四一名、聖公会六八カ所、五七二四名、救世軍七七カ所、三三二六名、天主公教五四カ所、八一八七八名、露国正教会六カ所、五二六名となっている（『朝鮮総督府官報』一九一五年一二六〇号一三、一四面）。この集計は各宗派からの申告によるものとして、どこまでその正確さが信用可能なのかの問題はあるものの、キリスト教系と日本系仏教や新宗教系の格差を窺い知ることができる。
- ⑰ 朝鮮総督府とキリスト教に関しては、当局、朝鮮のキリスト教者、西洋宣教師、日本のキリスト教という多角的な観点からの考察を試みた裴貴得「日本組合教会の朝鮮伝道と自由教会に関する研究―共鳴と失敗のはざま―」（立命館大学博士學位論文、二〇一二年度）と同「一九一〇年代、崔重珍自由教会とその周辺―「蕃妾」と「祭祀」問題をめぐって」磯前順一・尹海東編『植民地朝鮮と宗教―帝国史・神道・固有信仰』三元社、八四～一一一頁、二〇一三年が参考になる。
- ⑱ 「寺刹令」は一九一一年六月三日に發布され、七月八日に「寺刹令施行

規則」八条発布、九月一日から施行された。この施行後すぐ、同月から朝鮮総督府は平安道のキリスト教徒への弾圧を実行した。一九一〇年二月、寺内総督の平安南北道巡視のとき、暗殺計画の陰謀未遂事件をでっちあげ、翌年三月まで六〇〇余名を逮捕した。そのうち監理教会牧師ら四名が拷問のため死亡するなど一二八名が起訴され、一〇五名が有罪判決を受けたいわゆる一〇五人事件によるキリスト教弾圧であった。韓哲曦『日本の朝鮮支配と宗教政策』未来社、一九九六年（初版は一九八八年）、九二頁を参照。

- ①⑨ 『心田開発に関する講演集』、一頁。
 ②⑩ 同右、五三頁。
 ③⑪ 同右、七三頁。
 ④⑫ 同右。
 ⑤⑬ 同右。九八頁。
 ⑥⑭ 同右、二〇一、二〇五頁。
 ⑦⑮ 同右、二二七頁。
 ⑧⑯ 同右、二六九頁。華山大義は臨濟宗妙心寺派朝鮮布教管理者として、一九三〇年一月三十一日に前任者後藤瑞巖からの変更届けを提出、朝鮮総督府の認可を得ている。後藤瑞巖は一九二九年八月十三日に同管理者に就任し、一九三〇年二月一日付で華山大義に変更となった。当時の臨濟宗妙心寺派別院の所在地は京畿道京城府長沙洞一八二番地（『朝鮮総督府官報』一九三〇年九三〇号三面、九三二号三面、九四九号五、六面）。
- ⑰ 『心田開発に関する講演集』、二九五頁。
 ⑱ 同右、六頁。
 ⑲ 朝鮮の固有信仰、とくに檀君信仰に関する崔南善の議論は、日鮮同祖論の問題や被植民者による統治イデオロギーの転覆といった問題において非常に重要な論点となる。それについては、沈熙燦「方法」としての崔南善——普遍性を定礎する植民地」磯前順一・尹海東編『植民地朝鮮と宗教——帝国史・国家神道・固有信仰』三元社、二〇一三年。

- ⑳ 『心田開発に関する講演集』、二七〇頁。
 ㉑ 同右、七四、七五頁。
 ㉒ 同右、二二七頁。
 ㉓ 同右、二二九頁。
 ㉔ 同右、二三一、二三四頁。
 ㉕ これについては、金泰勲前掲「唯一神概念をめぐる知の競争——赤松智城の再評価をめぐる」。『心田開発に関する講演集』、一七六頁。

- ㉖ 『心田開発に関する講演集』、二一八頁。
 ㉗ 同右、二一八頁。
 ㉘ 同右、一五一頁。
 ㉙ 同右、一〇〇頁。
 ㉚ 同右、二六九頁。
 ㉛ 同右、二九三頁。
 ㉜ 同右、六頁。
 ㉝ 同右、六九頁。
 ㉞ 同右、二六頁。
 ㉟ 同右、七一頁。
 ㊱ 同右、七七頁。
 ㊲ 同右、一五六頁。
 ㊳ 同右、一六九頁。
 ㊴ 同右、二二五頁。
 ㊵ これについては、金泰勲前掲「一九一〇年前後における「宗教」概念の行方——帝国史の観点から」注三一、五四頁を参照されたい。
 ㊶ 金淳碩前掲『日帝時代朝鮮総督府の仏教政策と仏教界の対応』、一六八頁。

(四国学院大学准教授)